③　shall have Grade A or Grade B on “Offer of services” or “Manufacture of products” in the Kanto-Koshinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Government-wide qualification) in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.

④　shall meet qualification as indicated in the tendering instructions.

⑺　Time-limit for tender : 18 : 00, 23 December, 2025

⑻　Contact point for the notice : Aoi Ikemoto, Contracting Group, Procurement Management Department, Japan Pension Service, 3―5―24, Takaido-nishi, Suginami-ku, Tokyo 168―8505 Japan TEL : 03―5344―1100

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術資料の内容が同一の２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事です。

本入札公告に記載の工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）、「新技術導入促進(I)型」、「技術提案簡易評価型」、「余裕期間制度（フレックス方式）」、「参加表明段階で技術者の資料を求めない方式の試行工事」、「建設業法第26条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者及び建設業法第26条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例の監理技術者等」）の配置を認めない工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和７年10月31日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　橋本　雅道

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①Ｒ７国道357号塩浜立体山側橋梁上部その３工事（以下、「①工事」という。）

②Ｒ７国道357号塩浜立体海側橋梁上部その３工事（以下、「②工事」という。）

（①工事、②工事共に電子入札対象案件）

（①工事、②工事共に電子契約対象案件）

⑶　工事場所

①工事　千葉県市川市塩浜３丁目地先

②工事　千葉県市川市塩浜３丁目地先

⑷　工事内容

①工事

橋種：鋼６径間連続合成少数鈑桁橋

橋長：216m

支間長：６@36m

工場製作工　約320ｔ、工場製品輸送工　１式、架設工（クレーン架設）　１式、支承工　14個、橋梁現場塗装工　約330㎡、床版工　約2,200㎡、橋梁付属物工　１式、道路照明設備工　１式、鋼橋足場等設置工　１式、仮設工　１式

②工事

橋種：鋼６径間連続合成少数鈑桁橋

橋長：216m

支間長：６@36m

工場製作工　約300ｔ、工場製品輸送工　１式、架設工（クレーン架設）　１式、支承工　14個、橋梁現場塗装工　約240㎡、床版工　約2,200㎡、橋梁付属物工　１式、道路照明設備工　１式、鋼橋足場等設置工　１式、仮設工　１式

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。

全体工期：①工事、②工事共に契約締結の翌日から令和10年３月31日まで

⑹　使用する主要な資機材

①工事　鋼材　約320ｔ

②工事　鋼材　約300ｔ

⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」及び「賃上げの実施に関する評価」、「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

なお、配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に申請書と合わせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する試行工事である。

⑻　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表―１による。

①　「工事環境の改善」実施工事

②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事。

③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事

④　建設リサイクル法対象工事

⑤　総価契約単価合意方式

⑥　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事

⑦　「設計審査会」の設置対象工事

⑧　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事

⑨　ＩＣＴ活用工事【構造物工（橋梁上部）（施工者希望Ⅱ型）】

⑩　ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事【発注者指定型】

⑪　工事工程表の開示試行工事

⑫　週休２日制適用工事（完全週休２日）

⑬　新技術導入促進(I)型

⑭　一括審査方式

⑮　技術提案簡易評価型

⑯　「生産性向上チャレンジ」試行工事

⑰　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

⑱　条件明示チェックリスト開示の試行工事

⑲　契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックについて（試行）

⑳　参加表明段階で技術者の資料を求めない方式の試行工事

２　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」令和７年10月31日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から①工事、②工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑧までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　平成22年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上。）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事であること。ただし、いずれの場合も橋を構成する主要な部材が鋼であること。